

評価基準

項目		審査基準	配点	合計
① 企画内容に対する評価	高齢者を対象とした詐欺被害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット自身の防犯意識を高め、ターゲットを守ろうという県民全体の機運を高める提案になっているか。 ・ターゲットが自分事として捉えるような工夫があるか。 ・分かりやすく印象に残りやすい工夫があるか。 ・ターゲットへの効果的な発信方法について工夫があるか。 	20	45
	現役世代を中心としたインターネットユーザーを対象とした詐欺防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットとなる被害者層の防犯意識を高め、本事業の目的達成に寄与する提案となっているか。 ・ターゲットが自分事として捉えるような工夫があるか。 ・分かりやすく、印象に残りやすい工夫があるか。 ・ターゲットへの効果的な発信方法について工夫があるか。 	20	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容は、実現可能な提案となっているか。 ・ターゲットに伝わるよう、特に評価すべき工夫があるか。 ・その他業務目的を達成するために斬新な訴求方法や追加提案など特筆すべき点があるか。 	5	
② 業務遂行に対する評価	事業目的と理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的を的確、適切に捉えた提案となっているか。 ・仕様内容を把握し、すべての項目を実施できる提案となっているか。 	15	50
	類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に類する業務の実績は良好か。 	10	
	事業遂行能力・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に関連する業務経験を有し、スキルの高い要員を配置しているか。 ・業務にあたって、県の要請に臨機応変に対応する能力を持っているか。 ・本事業が遂行可能な人員の確保や体制は十分か。 	15	
	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の全体スケジュールが明確に示され、現実的なスケジュールとなっているか。 ・事業実行可能で適切な計画、工程となっているか。 	10	
③経費		<ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内で見積が行われているか。 ・本事業を実施するにあたり、適正な予算配分がなされているか。 ・見積額の各媒体ごとの内訳は妥当か。 	5	5
総合点 (①+②+③) ※総合点の最低基準点は6割とする。(100点×60%=60点)			100	100